

3 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《84, 871百万円→89, 628百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

84, 625百万円

○地域における体制整備

生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。（次世代育成支援対策交付金（40, 000百万円）の内数）

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

84, 142百万円

・ 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

家庭的な環境における養護を一層推進するため、ファミリーホームの推進、里親支援体制の充実や児童養護施設等における小規模ケアの推進を行うとともに、幼稚園費の創設、学習指導費加算の拡充や乳児院における被虐待児個別対応職員の配置など入所している子どもへの支援の充実を図る。

・ 施設退所児童等への支援の充実

施設を退所した子ども等の就業・生活支援を充実するため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するほか、相談支援及び意見交換・情報交換等の自助グループ活動支援を行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

5, 003百万円

婦人相談所における配偶者からの暴力被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

4 母子家庭等自立支援対策の推進

《170, 627百万円→174, 078百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

8, 191百万円

○自立のための就業支援等の推進

2, 843百万円